

償却資産(固定資産税)の概要について

〇市内に事業用資産を所有する個人・法人は「償却資産」の申告が必要です。

市内で事業を営んでいる個人や法人（工場や商店等を経営されている方、農業や漁業をされている方、アパート・駐車場の賃貸事業や太陽光発電設備による売電事業等をされている方）は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産について、1月31日までに申告することになっています。なお、前年に申告をされている方には、毎年12月に申告書を送付しています。

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産であり、固定資産税の課税対象となる償却資産の要件は以下のとおりです。（地方税法第341条第4号）

- （1）減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）であること。
- （2）無形減価償却資産（ソフトウェア、特許権等）でないこと。
- （3）取得金額が少額である資産及びその他政令で定める資産でないこと。

※償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その資産の所在する市町村長に申告する義務があります。（地方税法第383条）

※個人事業主の方にあつては、事業所得に係る所得税(住民税)の確定申告とは別に、固定資産税の償却資産の申告が必要となります。

2. 申告の対象となる資産と具体例

《資産の種類》

償却資産は、「構築物」、「機械及び装置」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」、「工具、器具及び備品」の6種類に分類されています。

種類	償却資産の具体例
構 築 物	・煙突・橋・堀・門・舗装路面・広告宣伝塔・水槽・打込井戸・岸壁さん橋・ドック軌条・その他土地に定着する土木設備等
	建物 附属 設備 ※造作設備及び建物附属設備等は通常固定資産税の家屋に含めて評価しますが、次に掲げるものは償却資産として取り扱います。 ①建物の所有者以外の者（テナント等）が施工した事業用造作設備及び建物附属設備等 ②建物所有者が施工した設備にあっても次に掲げるもの （イ）生産事業の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備・製品の冷却用・給排水設備・加熱用のガス設備・ボイラー設備等） （ロ）建物から独立した諸設備（ネオン広告塔設備・屋上看板・スポットライト・外灯等）
機 械 及 び 装 置	・電気・化学・土木・建設・印刷・食品・医療用等各機械・冷暖房用の附属機械・運搬設備（コンベアー等）・ホイストクレーン等の揚重機・その他物品の製造修理等に使用する機械装置 ・太陽光発電設備（住宅用であっても出力10Kw以上の場合は対象となります。）等
船 舶	・モーターボート・貸ヨット・貸ボート・汽船・曳船等
航 空 機	・飛行機、ヘリコプター、グライダー等

車 両 及 び 運 搬 具	・大型特殊自動車 (ナンバープレート分類番号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」のもの) ※建設等用大型特殊自動車 (タイヤローラー、ロードローラー等) ※<u>農耕用(乗用)大型特殊自動車</u> (トラクター、薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等) ・自転車・リヤカー・荷車・構内運搬具・台車等 ※自動車税、軽自動車税の課税客体であるものを除く。 償却資産として固定資産税の対象であった農耕作業用トレーラのうち、小型特殊自動車に分類されるものは軽自動車税(種別割)の対象になります。
工 具、器 具 及 び 備 品	・机・椅子・ロッカー・金庫・タイプライター・計算機・レジスター・放送設備・クーラー・テレビ・ラジオ・ステレオ・応接セット・陳列ケース・ネオン管・業務用の備品什器類・測定工具・取付工具・切削工具・鍛圧工具・雑工具等

次に業種別に主な償却資産を例示します。

業 種	主な償却資産の例
各 業 種 共 通	・パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、事務机、椅子、看板、金庫、ロッカー、レジスター、テレビ、LAN 配線、外構工事、外灯、舗装路面(アスファルト舗装) など
商店・小売業	・陳列棚、冷蔵ストッカー、自動販売機、日よけ など
飲 食 業	・接客用机、椅子、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、ネオンサイン など
理容・美容業	・理容・美容椅子、タオル蒸器、パーマ器、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール など
医療・薬局業	・ベッド、薬品戸棚、冷蔵庫、冷凍庫、各種医療機器 など
製 造 業	・受変電設備、構内舗装、旋盤・ボール盤・金型・プレス機、梱包機 など
建 設 業	・ブルドーザー、パワーショベル等の特殊自動車(自動車税又は軽自動車税の対象となるものを除く)、ポンプ、ポータブル発電機 など
不動産貸付業	・門扉、フェンス、ゴミ置場、自転車置場など
農 業 ・ 漁 業	・トラクター等乗用装置のある特殊自動車(自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く)、乗用装置のない耕運機・乾燥機、選別機、ビニールハウス、漁船、巻上機、レーダー など

※業種及び資産の例示は、あくまで一例です。

また、次に掲げる資産についても申告が必要となります。

- (1) 企業会計上、建設仮勘定に経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在で事業の用に供されている資産
- (2) 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終えて帳簿上残存価格のみ計上されている資産であっても、事業の用に供することができる状態にある資産
- (3) 遊休及び未稼働資産であっても、1月1日現在において事業の用に供することができる状態にある資産
- (4) 事業を行わないものが所有し、他へ事業用として貸付けているリース資産
- (5) 改良を行った資産(改良部分を新たな資産とみなし、本体と別に申告が必要となります)
- (6) 耐用年数が1年未満の資産又は取得価格20万円未満の資産で、その資産の取得に要した経費の全部が、「個別償却」を選択した資産(一括償却の対象のものは申告不要です)
- (7) 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

3.申告の対象とならない償却資産

以下の資産は、固定資産税の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 耐用年数が1年未満の資産
- (2) 取得価格が10万円未満で、法人税法又は所得税法の規定により一時に損金（又は必要経費）に算入された資産
- (3) 取得価格が20万円未満で、法人税法又は所得税法の規定により3年で一括均等償却している資産
- (4) 取得価格が20万円未満で、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満の資産
- (5) 自動車税及び軽自動車税の課税対象となる資産
- (6) 無形固定資産（ソフトウェア、特許権等）
- (7) 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- (8) 生物（観賞用・興行用生物を除く）

※（3）、（4）について、法人が「個別償却」を選択した資産は申告対象になります。

4.提出書類

- ア. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- イ. 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ウ. 種類別明細書（減少資産用）

※償却資産（固定資産税）の特例等について

該当する場合は、申告してください。

【参考】

1. 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置

・適用要件等については、本市ホームページ内の【事業者向け情報  商工業  「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定申請受付について」】をご覧ください。

なお、適用する場合は、種類別明細書の課税標準の特例欄に記入し、特例に該当することを証明する書類（先端設備等導入計画に係る認定書及び先端設備等導入計画）の写しを添付のうえ提出してください。

2. 過疎地域における固定資産税の課税免除

・適用要件及び申告方法等については、本市ホームページ内の【事業者向け情報  商工業  「過疎地域での事業用設備等に係る割増償却について」  「過疎地域における固定資産税の課税免除について」】をご覧ください。

5.申告期限

申告期限は毎年1月31日です。（土日の場合は、翌月曜日となります）

※申告漏れや申告誤り等が分かった場合は、修正申告等が出来ますので申し出てください。

6.申告場所

三豊市役所1階

市民環境部税務課 固定資産税グループ

郵送又はe L T A X（地方税ポータルシステム）による電子申告もご利用できます。

7.大型特殊自動車(農耕トラクター等)の申告について

大型特殊自動車は、固定資産税の対象となる資産です。所有されている場合は、陸運局の登録の有無にかかわらず償却資産の申告が必要となります。

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の条件
農耕用 (乗用)	・農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	○最高速度が 35km/h 以上 ※サイズや排気量は問いません
一般用	・ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	○ <u>次の条件に1つでも該当する場合は、大型特殊自動車となります。</u> ア. 最高速度が 15km/h を超える イ. 長さが 4.7m を超える ウ. 幅が 1.7m を超える エ. 高さが 2.8m を超える
その他	・ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	○全て大型特殊自動車に該当します。

(注意)

- 1) 大型特殊自動車の条件に該当しない場合は、小型特殊自動車となり償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税の課税対象になります。なお、農耕用の車両については、乗用装置のあるもののうち最高速度 35km/h 未満のものが農耕用小型特殊自動車に該当します。
- 2) 農耕用で乗用装置のない車両等（歩行型の作業機等）を事業用に所有している場合は、償却資産の対象となります。

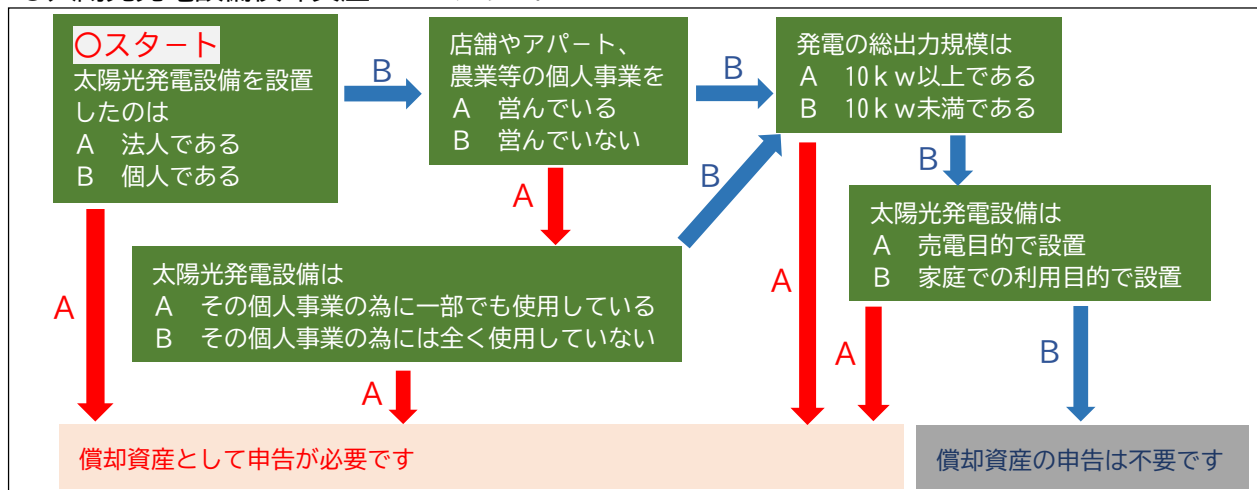
8.太陽光発電設備の申告について

設置された太陽光発電設備が償却資産(固定資産税)の対象となる場合は、申告が必要です。

○太陽光発電設備の申告要件

設置者	発 電 規 模	
	10Kw 以上の太陽光発電設備	10Kw 未満の太陽光発電設備
個人 (住宅用)	【申告必要】 売電をしている場合(余剰売電含む)は、事業用資産となり申告が必要です。	【申告不要】 事業用資産とみなさない為、申告は不要です。
個人 (事業用)	【申告必要】 店舗やアパート等の事業を営む方が、自らの住宅以外に設置した場合は、事業用資産となり発電規模や売電収入の有無にかかわらず申告が必要です。	
法人	【申告必要】 事業用資産となり発電規模や売電収入の有無にかかわらず申告が必要です。	

○太陽光発電設備償却資産フロムチャート



○償却資産の申告対象となる設備

表中の「償却」となっている設備は償却資産として申告していただき、「家屋」となっている設備は家屋（屋根材）として評価のうえ、固定資産税の対象となります。

太陽光パネルの設置方法及び設置場所	太陽光発電設備					
	太陽光 パネル	架 台	接 続 ユニット	パワーコン ディショナー	表 示 ユニット	電 力 量計等
家屋に一体の建材（屋根材等）として設置	家屋（申告不要）		償却（申告必要）			
架台に乗せて屋根に設置	償却（申告必要）					
家屋以外の地上や構築物等に設置	償却（申告必要）					

○再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税課税標準の特例について

太陽光発電設備が下記に該当する場合は、特例措置の対象となります。

取 得 期 間	令和2年4月1日～令和6年3月31日
対 象 設 備	社団法人 環境共創イニシアチブによる「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けている再生可能エネルギー発電装置 ※再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けていない設備
特 例 期 間	3年間
特 例 割 合	2/3（発電出力1,000Kw未満）、3/4（発電出力1,000Kw以上）
申告書添付資料	「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し、及び出力容量がわかる書類

9. 評価額の計算方法について

評価額は、資産の取得時期や取得価格、耐用年数をもとに定率法で算出します。なお、算出額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%を評価額とします。

ア. 前年中に取得された償却資産 ➡ 評価額＝取得価額×減価残存率（A）	イ. 前年前に取得された償却資産 ➡ 評価額＝前年度評価額×減価残存率（B）
---	---

※減価残存率は次ページの「償却資産残存率表」をご覧ください。

10. 税額の計算方法について

税額は次のとおり算出します。なお、課税標準額は、全資産の評価額の合計（1,000円未満切捨て）とし、課税標準額が150万円未満（免税点）の場合には課税されません。

○税額＝課税標準額（全資産の評価額の合計）×税率（100分の1.4）

11. 実地調査について

三豊市では、申告内容等について確認をする為、地方税法第 408 条に基づき実地調査をすることがあります。その場合にはご協力をお願いします。

【参考】

償 却 資 産 残 存 率 表

(注) 前年前取得のものは前年度評価額に適用する率

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.658	0.316	26	0.957	0.915	51	0.978	0.956	76	0.985	0.970
3	0.732	0.464	27	0.959	0.918	52	0.978	0.957	77	0.985	0.970
4	0.781	0.562	28	0.960	0.921	53	0.978	0.957	78	0.985	0.971
5	0.815	0.631	29	0.962	0.924	54	0.979	0.958	79	0.985	0.971
6	0.840	0.681	30	0.963	0.926	55	0.979	0.959	80	0.986	0.972
7	0.860	0.720	31	0.964	0.928	56	0.980	0.960	81	0.986	0.972
8	0.875	0.750	32	0.965	0.931	57	0.980	0.960	82	0.986	0.972
9	0.887	0.774	33	0.966	0.933	58	0.980	0.961	83	0.986	0.973
10	0.897	0.794	34	0.967	0.934	59	0.981	0.962	84	0.986	0.973
11	0.905	0.811	35	0.968	0.936	60	0.981	0.962	85	0.987	0.974
12	0.912	0.825	36	0.969	0.938	61	0.981	0.963	86	0.987	0.974
13	0.919	0.838	37	0.970	0.940	62	0.982	0.964	87	0.987	0.974
14	0.924	0.848	38	0.970	0.941	63	0.982	0.964	88	0.987	0.974
15	0.929	0.858	39	0.971	0.943	64	0.982	0.965	89	0.987	0.974
16	0.933	0.866	40	0.972	0.944	65	0.982	0.965	90	0.987	0.975
17	0.936	0.873	41	0.972	0.945	66	0.983	0.966	91	0.987	0.975
18	0.940	0.880	42	0.973	0.947	67	0.983	0.966	92	0.987	0.975
19	0.943	0.886	43	0.974	0.948	68	0.983	0.967	93	0.987	0.975
20	0.945	0.891	44	0.974	0.949	69	0.983	0.967	94	0.988	0.976
21	0.948	0.896	45	0.975	0.950	70	0.984	0.967	95	0.988	0.976
22	0.950	0.901	46	0.975	0.951	71	0.984	0.968	96	0.988	0.976
23	0.952	0.905	47	0.976	0.952	72	0.984	0.968	97	0.988	0.977
24	0.954	0.908	48	0.976	0.953	73	0.984	0.969	98	0.988	0.977
25	0.956	0.912	49	0.977	0.954	74	0.984	0.969	99	0.988	0.977
			50	0.977	0.955	75	0.985	0.970	100	0.988	0.977

○問合せ先 三豊市市民環境部税務課 固定資産税グループ
 〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
 TEL : 0875-73-3003 E-mail : zeimu@city.mitoyo.lg.jp